

発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る
国から被災自治体への支援制度

別添2-1

	障害物の除去 (災害救助法) <別添2-2参照>	災害等廃棄物処理事業 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助) <別添2-3参照>	堆積土砂排除事業 (都市災害復旧事業国庫補助) 【対象は土砂のみ】 <別添2-4参照>
宅地からの 除去	△ (日常生活上欠くことのできない場所のみ)	△ (市区町村※が行う場合)	△ (土砂の放置が公益上 重大な支障となる場合)
集積場への 運搬	○	○	△ (土砂の放置が公益上 重大な支障となる場合)
処分場への 運搬	○	○	○
実施主体	都道府県又は 救助実施市 (事務委任を受けた 場合は市区町村)	市区町村	市区町村
所管省庁	内閣府防災	環境省	国交省

※市区町村が事業を行う前に、所有者等が事業者へ依頼し、宅地からの撤去を行った場合の手続きについては、環境省にお問い合わせ願います。

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり <u>135,400円</u> 以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

災害廃棄物処理事業の概要について

別添2-3

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ➢ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む） ➢ 仮設便所、集団避難所等から排出された、し尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 2px solid red; padding-left: 5px; margin-right: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; color: red; font-weight: bold;">災害等の発生</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【ごみ処理】 がれき等の災害廃棄物が大量に発生</p> <p>○災害廃棄物の発生 ○漂着ごみ被害の発生</p> <p>海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着</p> <p>【し尿処理】 ○家屋便槽への汚水流入 ○避難所・仮設トイレのし尿</p> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">補助対象範囲</p>  </div> </div>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	<p>政令指定都市：事業費80万円以上、その他の市町村：事業費40万円以上</p> <p>降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの 暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの 高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</p> <p>地震：異常な天然現象によるもの（震度基準なし） 積雪：過去10年間の最大積雪深平均値超且つ1m以上 その他：異常な天然現象によるもの 等</p>
補助率	1 / 2
地方財政措置	<p><通常災害時> ➢ 地方負担の80%について特別交付税措置</p> <p><激甚災害時> ➢ 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置</p>
根拠条文	<p>◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。</p>
参考	<p>◇災害廃棄物処理業務に関する応援・受援経費 被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（特別交付税省令第3条第1項第1号）。</p>

【事業範囲】

市町村の市街地※¹における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業
(他の法令により処理されるものを除く) 【補助率1/2】

- (a) 堆積土砂※²の総量が30,000m³以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が2,000m³以上
- (c) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m³以上

- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※¹ 都市計画区域内及び同区域外の集落地(独立した家屋が10戸以上隣接) ※² 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

